

(別紙1)

愛顔の縁結びプロジェクト推進事業企画運営業務 公募型プロポーザル企画提案仕様書

1 業務名

愛顔の縁結びプロジェクト推進事業企画運営業務

2 業務の目的

未婚男女を対象とした県や国の調査では、若い世代の8割以上が「結婚の意向を持っている」一方、独身でいる理由として「適当な相手とめぐり合わないから」の回答が最多となっている。また、出会いを求めている未婚者のうち、3割以上がコロナ禍前と比べ「新たな出会いが減少した」と回答している。

更に、県職員や民間企業の若手職員による政策アイデアの検討会において、結婚に意欲のある若年層が結婚に踏み切れない要因として、出会いに慎重になりすぎることや、婚活を知られたくないと思っていることなどが挙げられた。

こうした状況を踏まえ、結婚を希望する人に寄り添った婚活支援として、県内企業等との連携により、若手の独身社員等を対象に、リスキリングやビジネススキル向上、自己啓発等につながる「大人の学び場」や、「体験型マッチングイベント」を提供することで、継続的な学びの機会や異性との自然な出会いを通じた参加者間のマッチングや質の高い人脈形成による交流関係の拡大を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

4 委託上限額

18,491,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、提案限度額を超える提案については、無効とする。

事業（大人の学び場交流事業・体験型マッチングイベント開催事業）毎の提案限度額は設定しない。ただし、両事業において、それぞれ計600人以上が参加する事業を提案すること。

5 事業内容

上記2の目的を達成するため、下記のとおり「大人の学び場」や「体験型マッチングイベント」を提供すること。

なお、両イベントの実施にあたっては、県内企業や経済団体等と連携し、イベント内容やイベント参加者の募集方法等を検討し、質の高い人脈形成による交流関係の拡大を図ること。

(1) イベント参加者の募集、選定、継続参加のフォローアップの実施

① 本事業のターゲット

本事業は、県内に居住し出会いを求めている未婚者を対象とする。

- ・「大人の学び場交流事業」
リスキリングや人脈形成等に意欲的な24歳～35歳の独身者を想定
- ・「体験型マッチングイベント開催事業」
コロナ禍においてマスク越しでのコミュニケーションやオンラインでの授業受講・在宅ワーク等によって対面での人的交流が極端に減少するなどの影響を受けた20代～30代の独身者を想定

② 参加者の募集・選定に関すること

- ・ウェブ上に専用ページを制作するなど、参加希望者が手軽に申し込める参加申込フォームを設けること。（簡易プロフィールの入力も求める）
- ・将来結婚を望む若年層の独身者に出会いと交流の機会を提供できるよう対象者への効果的な広報・周知を図ること。
- ・継続してイベントに参加する意思を持つ参加希望者を以下の実施例を参考に募集し、選定すること。目標KPIの達成に向け、対象者や参加人数等については、要件や数量を変更できるものとする。

なお、参加者については、特定の地域に偏ることがないようにグループ編成を行うことが望ましい。

- ・**イベント当日の受付は匿名（通称名含む）ではなく実名で行うこと。（免許証等を確認する）**

〔実施例〕

- 経済団体や法人会連合会との連携により、所属する従業員への声掛け
- チラシ、ポスター等の配布による情報発信
- 既存のホームページやSNS、WEB広告等を活用した情報発信

③ 継続参加のフォローアップ、成果報告に関すること

参加者への継続的なイベント参加を促すとともに全イベント終了後は参加者へのアンケート等を実施し、参加者間での連絡先交換数及びイベントに関する感想や意見を県へ報告すること。（アンケート内容は県と協議。）

（2）交流イベントの開催

① 企画・運営に関すること

- ・以下の実施例を参考に若者の趣味等を通じたプライベートの交流促進を図るため、参加者同士が十分に交流でき、出会いのきっかけとなるよう内容を工夫した交流イベントを実施すること。
- ・多くの参加者が集まるよう、類似事業の実績や最近の傾向をふまえて、イベントの内容を検討・実施すること。
- ・会場の借り上げ及び会場設営・撤去、イベント等に必要な物品等の準備、当日の受付、参加者の誘導、演出、司会進行等の運営に必要な一切の業務を行うこと。
- ・会場等の使用条件を遵守するとともに、参加者のプライバシーや安全、周辺環

境への影響等に配慮のうえ、イベントの企画・運営を行うこととし、イベントの名称は愛媛県と協議の上、決定すること。

・イベントへの継続的な参加につなげるため、必要に応じて一連のイベントの参加費を事前に一括徴収するなどの対応を行うこと。(徴収する金額や目的等については愛媛県と事前に協議を行うこと。

・実施するイベント等については、愛媛県「愛顔の縁結びプロジェクト推進事業」であることが分かるように周知すること。

② 実施体制の構築に関すること（イベント当日のスタッフの手配等）。

③ 当日の進行、運営スケジュールの管理

④ 運営マニュアルの作成、スタッフへの説明

⑤ 会場側の担当者との連絡調整（会場の設営や設置及び撤去が必要な場合はそれらを含む）

⑥ 参加者への対応

・参加者からのイベントに関する問い合わせに対応すること。

・事前及びイベント当日の連絡体制を確保し、参加費を徴収する際は、その徴収を行うこと。

・参加者の飲食代、体験料や個人の交通費は参加者負担として委託料に含めず、参加者から参加費として徴収すること。

・参加費の金額設定については、愛媛県と協議の上、決定すること。

⑦ 事故等緊急時の対応

⑧ 会場の安全管理（感染症対策も含む）

⑨ イベントのリスク軽減対策（イベント運営に係る損害賠償責任保険の加入等）

⑩ 以下の連携例を参考に、交流イベントの実施に当たっては、事業効果を高めるため、自治体の結婚支援センターへの参加者の登録促進や参加者向けスキルアップセミナー、結婚支援ボランティア等による参加者への相談支援のうち2つ以上の取組みと連携させること。

※参加者向けスキルアップセミナー等については、対面、オンライン中継、動画配信等、効果的な手法を提案すること。

〔連携例〕

「大人の学び場」及び「体験型マッチングイベント」参加者に対して、以下の取組みを実施。

・「結婚支援センターへの登録促進」及び「スキルアップセミナー」

・「結婚支援センターへの登録促進」及び「ボランティア等による相談支援」

・「ボランティア等による相談支援」及び「スキルアップセミナー」

⑪ その他、運営に必要な業務（雨天時や延期・中止に伴う対応、2回目以降のイベント企画など）

〈交流イベント実施例①〉大人の学び場交流事業

県内企業や経済団体等との連携により、リスクリングや人脈形成等に意欲的な若手の独身社員を対象に、同一メンバーが継続的に参加する自己啓発等につながる学びの場を提供することで、異性との自然な出会いを創出し、継続的な学びの機会を通じた参加者間のマッチングや質の高い人脈形成による交流関係の拡大を図る。

○対象者：24歳～35歳の独身者を想定

○参加人数：計600名以上

◎×△×■＝ 計600名以上となること

◎：参加者数（男女同数の定員とすること。）

△：セミナーの開催回数

■：セミナーのコース数

・リスキリングや自己啓発セミナー等、複数のコースを提案すること。

・単なる趣味・カルチャースクールは当該セミナーの対象外とするが、男女参画を目的とした料理教室や、インバウンド観光事業等従事者を想定した語学学習等は対象とする。

○参加費：委託先が一括徴収すること

○開催期間：1コースにつき3か月間程度（1回以上/月×3か月など）

同一メンバーが継続的にセミナーに参加できるよう配慮すること。

（参考）若手社員を対象としたセミナー等の例

▼松山商工会議所（人材育成）<http://www.jemcci.jp/training/>

▼愛媛県研修所（ステージ1：若手職員）<https://www.pref.ehime.jp/page/1608.html>

〈交流イベント実施例②〉体験型マッチングイベント開催事業

県内の独身者を対象に、大規模な交流イベントを開催し、異性との気軽な出会いを創出するとともに、複数人で編成された男女混合チームによる謎解きやアトラクションへの挑戦を通じて一体感を高め、参加者間のマッチングや連帯意識の醸成による交流関係の拡大を図る。

○対象者：20代～30代の独身者

○参加人数：計600名以上（男性300名以上、女性300名以上）

○参加費：委託先が一括徴収すること

○開催期間：2日または3日間を想定

〔実施スケジュール例〕

	■月						
大人の学び場①	●	●	●	●	●		
大人の学び場②		●	●	●	●	●	
大人の学び場③			●	●	●	●	●
∪							
マッチングイベント①		●	●	●			
マッチングイベント②			●	●	●		
∪							

● 婚活スキルアップ研修等 ● 大人の学び場(リスキリング等) ● 体験型マッチングイベント ● 結婚支援センターへの登録案内(希望者)

(3) 次回企画を検討する場の開催

参加者が継続して参加したいと思えるように、2回目以降のイベント企画には参加者の希望や意見等を反映させること。主体的に参加する意欲を喚起しつつ、イベント外における参加者の交流を促進させるため、グループごとに意見交換や希望を伝えられる場を設けること。

6 目標KPI

本事業の業務内容にはイベント参加者間でのカップル成立数の確認及び県への報告を含むこととし、目標KPIは下記のとおりとする。

イベント参加者間での連絡先交換 参加者の60%

7 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。なお、本業務の趣旨に合致するものであって、本業務の目的達成に資するものと県が認める場合にあっては、委託上限額の範囲内において、県と受託者と協議の上、本業務仕様書を定めることとする。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

8 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

9 成果物

- (1) 受託者は、次の成果物を愛媛県へ提出すること。
 - ① 事業報告、アンケート実施報告書：紙媒体1部、電子媒体1部
 - ② 業務で作成した各種広告物：紙媒体1部、電子媒体1部
- (2) 受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。
- (3) 受託者は、自らの責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補正その他処置を執るものとする。

11 調査等

愛媛県は、必要があると認めたときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

12 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

13 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき処罰される場合がある。

おって、疑義がある場合は愛媛県に協議すること。

14 その他

愛媛県と受託者双方が協議を重ね業務を実施すること。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求

めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。